

後期高齢者医療制度平成28年度変更点

1 平成28年4月1日から入院したときの食事代の自己負担額は次のとおりです。

| 所得区分 | | 平成28年度から | 平成27年度まで |
|---------|--------------------|-----------|-----------|
| | | 1食当たりの食事代 | 1食当たりの食事代 |
| 現役並み所得者 | | 360円 | 260円 |
| 一般 | | (注1) | |
| 低所得Ⅱ | 過去12カ月の入院日数が90日まで | 210円 | 210円 |
| | 過去12カ月の入院日数が91日目以降 | 160円(注2) | 160円 |
| 低所得Ⅰ | | 100円 | 100円 |

(注1)・指定難病患者の方は1食当たり260円です。

・平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院していた方で、平成28年4月1日以後も引き続き入院される方は当分の間、1食当たり260円に据え置かれます。

(注2)過去12カ月の入院日数(低所得Ⅱの認定を受けていた期間)が90日を超える場合は、入院日数が確認できる領収書等をご用意のうえ、お住まいの市(区)町の担当窓口で、別途「長期入院該当」の申請が必要となります。

2 平成28・29年度の保険料率を決定しました。

平成28年度の保険料額決定通知書は、7月上旬に送付します。

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

| | 平成28・29年度 | 平成26・27年度 |
|------|-----------|-----------|
| 均等割額 | 48,297円 | 47,603円 |
| 所得割率 | 10.17% | 9.70% |

兵庫県の平成28・29年度保険料の計算方法

| | | | | |
|---------|---|---------------------------|---|----------|
| 均等割額 | + | 所得割額 | = | 保険料額(年額) |
| 48,297円 | | (※総所得金額等－33万円)×所得割率10.17% | | (上限57万円) |

※ 総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含まれません。)

所得の低い方の軽減(平成28年度)

5割及び2割の軽減対象が拡大され、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額が26万円から26.5万円に、また、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額が47万円から48万円に変更となりました。

① 均等割額

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の平成27年中の総所得金額等が一定の金額以下の方

| 総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯 | | 軽減割合(軽減後均等割額:年額) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------|
| 基礎控除額 (33万円) | 被保険者全員の各所得 (年金所得は控除額を80万円として計算)が0円 | 9割(4,829円) |
| | 上記以外 | 8.5割(7,244円) |
| 基礎控除額(33万円)+26.5万円×被保険者数 (H27年度は26万円) | | 5割(24,148円) |
| 基礎控除額(33万円)+48万円×被保険者数 (H27年度は47万円) | | 2割(38,637円) |

② 所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等－基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は特例措置により所得割額が5割軽減されます。